

# 資料 7

平成30年度

福島県横編ニット製造業最低工賃の改正に関する資料

## 【目次】

- 1 福島県横編ニット製造業最低工賃の改正決定について(諮問)
- 2 福島県横編ニット製造業最低工賃の改正決定について(答申)
- 3 福島県横編ニット製造業最低工賃改正表
- 4 リーフレット

「福島県横編ニット製造業最低工賃」(平成31年5月1日発効)

平成31年3月5日

福島労働局労働基準部賃金室





福島労発基 0118 第 1 号  
平成 3 1 年 1 月 1 8 日

福島地方労働審議会  
会長 藤野 美都子 殿

福島労働局長  
森戸 和美



福島県横編ニット製造業最低工賃の改正決定について(諮問)

家内労働法第 1 0 条の規定に基づき、別紙の理由により、福島県横編ニット製造業最低工賃(平成 2 8 年福島労働局最低工賃第 1 号)の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

## 最低工賃改正諮問理由

家内労働法第13条において、最低工賃は、地域の最低賃金との均衡を考慮して決定することとされており、福島県内の最低工賃については、平成15年度以降3年に一度見直すこととしている。

「福島県横編ニット製造業最低工賃」については、平成28年5月に改正しているところ、改正以降、福島県最低賃金額（時間額）は、平成30年10月1日までに率にして9.50%、額にして67円引き上げられている。

以上のことから、妥当な最低工賃について審議する必要があると判断したものである。



写

福島労審発第36号  
平成31年2月8日

福島労働局長  
森戸和美 殿

福島地方労働審議会  
会長 藤野美都子



福島県横編ニット製造業最低工賃の改正決定について（答申）

当審議会は、平成31年1月18日付け福島労発基0118第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり  
の結論に達したので答申する。

## 別 紙

福島県横編ニット製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者  
福島県の区域内で横編ニット製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者  
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 最低工賃額  
別表のとおり
- 4 効力発生の日  
平成31年5月1日

別表

福島県横編ニット製造業最低工賃

1 手動編機による編立ての業務

次の表の品目欄及び規格欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		規 格						金額
		そで		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数	サイズ	
		長さ	種類					
婦人用	丸首無地 プルオーバー	半そで	普通 そで	平編み	メリヤス糸 (そ毛糸)	7	M	641 円
		長そで						760 円
	丸首無地 カーディガン	半そで						760 円
		長そで						890 円

2 リンキングミシンによるかがりの業務

次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		規 格						作業部位	金額
		そで		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数	サイズ		
		長さ	種類						
婦人用	丸首無地 プルオーバー	半そで	普通 そで	平編み	メリヤス糸 (そ毛糸)	7	M	襟、肩、 そで及び わき	230 円
		長そで							252 円
	丸首無地 カーディガン	半そで							362 円
		長そで							400 円

3 オーバーロックミシンによる縫製の業務

次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		規 格						作業部位	金額
		そで		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数	サイズ		
		長さ	種類						
婦人用	丸首無地 プルオーバー	半そで	普通 そで	平編み	メリヤス糸 (そ毛糸)	7	M	肩、そで わき及び そで口 (襟を除く)	75 円
		長そで							85 円
	丸首無地 カーディガン	半そで							95 円
		長そで							105 円

4 手かがり(糸始末を含む)の業務

次の表の品目欄、2.54センチメートル当たりの針の本数欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		2.54センチメートル当たりの針の本数	作業部位	金額
婦人用	丸首無地プルオーバー 又は丸首無地カーディガン	7	襟、そで及びすそ	130 円

## 福島県横編ニット製造業最低工賃改正表

平成30年度

業 務	品 目	規 格		現行最低 工賃額 (円)	改正後	
		そで	ゲージ		引上げ額 (円)	改定工賃額 (円)
手動編機による編み立ての業務	丸首無地プルオーバー	半そで	7	580	61	641
		長そで		740	20	760
	丸首無地カーディガン	半そで		650	110	760
		長そで		870	20	890
リンキングミシンによるかがりの業務	丸首無地プルオーバー	半そで	7	210	20	230
		長そで		230	22	252
	丸首無地カーディガン	半そで		303	59	362
		長そで		323	77	400
オーバーロックミシンによる縫製の業務	丸首無地プルオーバー	半そで	7	70	5	75
		長そで		80	5	85
	丸首無地カーディガン	半そで		90	5	95
		長そで		100	5	105
手かがり（糸始末を含む）業務			7	124	6	130
合 計				4,370	415	4,785

※品目はすべて婦人用

※合計の引上げ率 9.50%

※平成31年5月1日（指定発効）予定。



# 福島県横編ニット製造業最低工賃

福島県内で、横編ニット製造業に従事する家内労働者（内職者）に仕事を委託する者は、平成31年5月1日以降下記の金額以上の工賃を支払わなくてはなりません。

## ① 手動編機による編み立ての業務

次の表の品目欄及び規格欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		規 格					金 額	
		そ で		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数		サイズ
		長 さ	種 類					
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普通	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	641円
		長そで						760円
	丸首無地カーディガン	半そで						760円
		長そで						890円

## ② リンキングマシンによるかがりの業務

次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		規 格					作業部位	金 額	
		そ で		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数			サイズ
		長 さ	種 類						
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普通	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	襟、肩、そで及びわき	230円
		長そで							252円
	丸首無地カーディガン	半そで							362円
		長そで							400円

## ③ オーバーロックマシンによる縫製の業務

次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		規 格					作業部位	金 額	
		そ で		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数			サイズ
		長 さ	種 類						
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普通	平編み	メリヤス糸（そ毛糸）	7	M	肩、そで、わき及びそで口（襟を除く）	75円
		長そで							85円
	丸首無地カーディガン	半そで							95円
		長そで							105円

## ④ 手かがり（糸始末を含む）の業務

次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		規 格		作業部位	金 額
		2.54センチメートル当たりの針の本数			
婦人用	丸首無地プルオーバー又は丸首無地カーディガン	7		襟、そで及びすそ	130円

最低工賃・家内労働に関する問合せは、福島労働局 賃金室（福島市霞町1-46 TEL024-536-4604）  
または、お近くの労働基準監督署へ